

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都台東区日本堤一丁目35番7号

氏名 株式会社ステア

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 小倉 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和3年11月21日

許可の有効年月日 令和8年11月20日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上15種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。
	上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成28年11月21日	新規許可
令和3年12月16日	許可の更新
令和3年12月16日	事業範囲変更許可(取り扱える産業廃棄物の種類の追加)

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

株式会社ステア

代表取締役 小倉 浩 殿

山梨県環境・エネルギー部長



産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可について（通知）

令和3年9月27日付けで申請のあったこのことについては、別添許可証のとおり許可になりましたので、産業廃棄物の収集運搬に当たっては、次の事項に留意の上、適正に行ってください。

なお、従前の許可証は返納してください。

- 1 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）並びに関係法令に従うこと。
なお、本県知事が許可した種類の産業廃棄物を運搬先で卸す場合、貴社及びその運搬先の事業者は、その運搬先の区域を管轄する都道府県知事から、当該産業廃棄物の種類に関し法の許可を受けている必要があること。
- 2 業務を行うに当たって、産業廃棄物の収集運搬に係る記録（帳簿、マニフェスト等）を行い、5年間保存すること。
- 3 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物収集運搬の事業範囲変更許可申請を行うこと。
- 4 3以外の事項を変更したときは、産業廃棄物処理業に係る変更の届け出を行うこと。
- 5 産業廃棄物収集運搬業の業務の全部又は一部を廃止したときは、産業廃棄物処理業の廃止の届け出を行うこと。
- 6 産業廃棄物収集運搬業以外の業（産業廃棄物処分業並びに特別管理産業廃棄物の収集運搬業及び処分業）を行おうとするときは、当該業に係る許可申請を行い、許可を取得すること。
- 7 許可の更新を受ける場合には、許可期限日の概ね2ヶ月前に更新の許可申請の手続きを行うこと。

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県環境・エネルギー部

環境整備課 産業廃棄物担当

TEL 055-223-1518(直通)



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和3年9月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

申請者 〒111-0021
 住 所 東京都台東区日本堤一丁目35番7号
 氏 名 株式会社 ステア
 代表取締役 小倉 浩
 電話番号 03-3873-0202

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	県様式第1号及び添付様式第1面のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒111-0021 東京都台東区日本堤一丁目35番7号 電話番号 03-3873-0202 事業場 〒123-0851 地番) 東京都足立区梅田一丁目34番2 〒116-0003 地番) 東京都荒川区南千住三丁目80番6, 12 〒116-0003 地番) 東京都荒川区南千住八丁目20番60 〒116-0003 地番) 東京都荒川区南千住三丁目76番2
事業の用に供する施設の種類及び数量	添付様式第2面のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	添付様式第3面のとおり
※事務処理欄	山梨県環境整備課 -3,9,27 環整第 号

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

行政書士法施行規則 行政書士すずらん事務所 / 行政書士 高橋 志保
 第9条第2項による 住所: 東京都新宿区四谷 4-29-5 ロマン御苑 209
 行政書士記名押印欄 電話: 03-5315-4027 登録番号: 第14081074



産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和3年9月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿


申請者 〒111-0021

住所 東京都台東区日本堤一丁目35番7号

氏名 株式会社 ステア
代表取締役 小倉 浩

電話番号 03-3873-0202

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成28年11月21日 第01900045455号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・金属くず ・ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず ・がれき類 <p>ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。</p>
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、ばいじん の追加 <p>ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 及び水銀含有ばいじん等を含む。</p>
変更理由	排出事業者からの収集運搬依頼に対応をするため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

行政書士法施行規則 第9条第2項による 行政書士記名押印欄	行政書士すずらん事務所 / 行政書士 高橋 志保 住所: 東京都新宿区四谷 4-29-5 ロマン御苑 209 電話: 03-5315-4027 登録番号: 第 14081074
-------------------------------------	--